

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

● 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が約472万円以下である

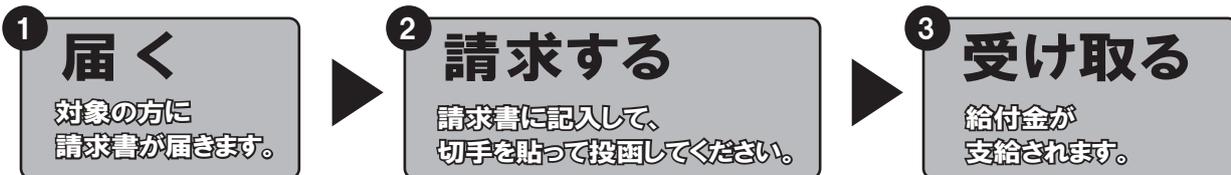
ご家族や周りの方で
請求されていない方は
いませんか？



請求手続き

..... 現在、給付金を受け取られている方はお手続きは不要です

▼ 新たに「年金生活者支援給付金」をお受け取りいただける方



※給付金の振り込み先は、年金と同じ受取口座になります。

▼ 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または健康保険課④番窓口で請求手続きをしてください。

▲ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

◇ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎ : 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

健康保険課国保介護班 ☎ : 0173-22-2111 (内線144)

年金給付金

お気軽にお問合せください
(独勤労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(六九〇七)二二三四
☎03(五九五五)八二二一)



◎ パートさんもご加入
いただけます。

● 従業員ごとの納付状況や
退職金試算額を事業主に
お知らせします。

● 退職金は、中退共から直接
従業員へ支払われます。

● 掛金は全額非課税で、手数料も
かかりません。

● 自治体等独自の掛金補助制度が
あります。

● 新規加入や掛金月額を増額する
場合、掛金の一部を国が助成
します。

ご存知ですか？ 「中退共」の 退職金制度

詳しくはホームページをご覧ください。